地域活性化包括連携協定書

堺市(以下、「甲」という。)と株式会社セブン-イレブン・ジャパン(以下、「乙」という。)は、相互の連携を強化し、堺市内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり協定する。

(目的)

第1条 甲と乙とは、緊密な相互連携と、協働による活動を推進することにより、地域の 様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上、地域の活性化を図ることを 目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
 - ① 地域・暮らしの安全・安心、災害対策に関すること
 - ② 子ども・青少年育成、高齢者及び障害者支援に関すること
 - ③ 低炭素型都市「クールシティ・堺」の推進に関すること
 - ④ 自転車のまちづくりに関すること
 - ⑤ 観光情報及び観光振興に関すること
 - ⑥ 地産地消と食育を推進するオリジナル商品開発・販売に関すること
 - ⑦ 市名産品等の販路拡大に関すること
 - ⑧ 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に関すること
 - ⑨ その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上、環境の保全に関すること

(具体的取組の内容及び実施方法)

第3条 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的取り組み内容及び実施方法は、取組み毎に甲と乙が協議の上定める。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は協働事業の実施にあたり、知り得た情報機密を甲又は乙の承認を得ない で他に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各自1通を所持 するものとする。

平成21年1月28日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市 堺市長 (自署)

乙 東京都千代田区二番町8番地8号株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 (自署)